別表

介護保険料減額免除取扱基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減免の対象 | 減免の基準 | 減　　　免　　　の　　　割　　　合 |
| 1　第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（条例第11条第1項第1号） | 損害金額が、その住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上であるもので、世帯構成員の前年の合計所得金額が600万円以下であるもの |

|  |  |
| --- | --- |
| 損害割合等前年合計所得金額 | 減 免 の 割 合 |
| 10分の3以上10分の5未満 | 10分の5以上 |
| 300万円以下であるとき | 2分の1 | 10分の10 |
| 450万円以下であるとき | 4分の1 | 2分の1 |
| 450万円を超えるとき | 8分の1 | 4分の1 |

 |
| 2　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと（条例第11条第1項第2号） | 事故等により死亡又は障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）若しくは6カ月以上の長期入院者（入院中及び自宅療養中の者をいう。）で､当該年の見込合計所得金額（死亡又は障害に係る損害金額を加算した額）が前年に比べて4分の1以上減少し、かつ、前年の合計所得金額が600万円以下であるもの |

|  |  |
| --- | --- |
| 減　免前年合計所得金額に対する当該年見込合計所得金額の減少割合 | 減 免 の 割 合 |
| 死　　亡 | 障　　害 | 長期入院 |
| 2分の1以上であるとき | 10分の10 | 10分の7 | 10分の8 |
| 3分の1以上であるとき | 10分の8 | 10分の5 | 10分の6 |
| 4分の1以上であるとき | 10分の6 | 10分の3 | 10分の4 |

 |
| 3　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、事業又は業務の休廃止、事業の著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したこと（条例第11条第1項第3号） | 当該年の合計所得金額（損害金額を控除した額）が前年に比べて10分の2以上減少し、かつ、前年の合計所得金額が600万円以下であるもの |

|  |  |
| --- | --- |
| 減少割合等前年合計所得金額 | 減 免 の 割 合 |
| 10分の2以上10分の5未満 | 10分の5以上 |
| 300万円以下であるとき | 2分の1 | 10分の10 |
| 450万円以下であるとき | 4分の1 | 2分の1 |
| 450万円を超えるとき | 8分のl | 4分の1 |

 |
| 4　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、収入が著しく減少したこと（条例第11条第1項第4号） | 農作物等の損失額の合計額が、平年における当該農作物等による収入額の合計額の10分の3以上で、前年中の合計所得金額が600万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が240万円を超える者を除く。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 減　免前年合計所得金額 | 減 免 の 割 合 |
| 180万円以下であるとき | 10分の10 |
| 240万円以下であるとき | 10分の8 |
| 330万円以下であるとき | 10分の6 |
| 450万円以下であるとき | 10分の4 |
| 450万円を超えるとき | 10分の2 |

 |
| 5　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、他人の債務保証の履行又は一時的収入により保険料が高額となり、かつ、一時的収入のほぼ全額を負債等の返済にあて、生活が困窮するとき（条例第11条第1項第5号） | 当該年の見込合計所得金額の10分の3以上を債務保証の履行にあて又は譲渡所得金額の10分の5以上を負債等の返済にあて、前年の合計所得金額が600万円以下であるもの |

|  |  |
| --- | --- |
| 減　　免前年合計所得金額 | 減 免 の 割 合 |
| 債務の履行 | 負債等の返済 |
| 300万円以下であるとき | 10分の8 | 10分の7 |
| 450万円以下であるとき | 10分の6 | 10分の5 |
| 450万円を超えるとき | 10分の4 | 10分の3 |

 |
| 6　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき（条例第11条第1項第5号） | 当該年の見込合計所得金額が前年に比べて4分の1以上減少し、前年の合計所得金額が600万円以下であるもの |

|  |  |
| --- | --- |
| 減　　　免前年合計所得金額に対する当該年見込合計所得金額の減少割合 | 減 免 の 割 合 |
| 10分の7以上であるとき | 10分の10 |
| 2分の1以上であるとき | 10分の8 |
| 4分の1以上であるとき | 10分の6 |

 |
| 7　第1号被保険者及びその属する世帯の負担能力の著しい低下等により保険料の納付が困難であると認められるとき（条例第11条第1項第5号） | 第1号被保険者及びその世帯に属する者の収入がそれぞれ老齢福祉年金の額以下であるもの（生活保護法第6条第1項に規定する非保護者を除く。）※申請時に「収入状況申告書」「収入状況調査確認同意書」その他収入を証する書類を添付すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 減　　　免区　　分 | 減 免 の 割 合 |
| 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第　　　1項第1号に該当する者 | 2分の1 |
| 介護保険法施行令第38条第1項第2号に該当する者 | 2分の1 |

 |